

随意契約等見直し計画

平成22年4月
独立行政法人中小企業基盤整備機構

1. 随意契約等の見直し計画

(1) 随意契約の見直し

平成20年度において、締結した随意契約等について点検・見直しを行い、以下のとおり、新たな随意契約等の見直し計画を策定する。

	平成20年度実績		見直し後	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
競争性のある契約	(69.2%) 657	(71.8%) 13,188,447	(88.7%) 842	(83.3%) 15,306,565
競争入札	(50.4%) 478	(39.7%) 7,287,582	(67.8%) 643	(47.4%) 8,703,528
企画競争、公募等	(18.9%) 179	(32.1%) 5,900,866	(21.0%) 199	(35.9%) 6,603,038
競争性のない随意契約	(30.8%) 292	(28.2%) 5,189,410	(11.3%) 107	(16.7%) 3,071,292
合 計	(100.0%) 949	(100.0%) 18,377,857	(100.0%) 949	(100.0%) 18,377,857

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの。

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

(2) 一者応札・一者応募の見直し

平成20年度において、競争性のある契約のうち一者応札・一者応募となった契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、契約の条件、契約手続き等を見直す必要があるものが見受けられた。

今後の調達については、競争性のない随意契約の削減に加え、これらの結果に留意、改善しつつ、契約手続きを進めることにより、一層の競争性の確保に努める。

(平成20年度実績)

実績	件数	金額(千円)
競争性のある契約	657	13,188,447
うち一者応札・一者応募	(30.9%) 203	(34.0%) 4,483,407

(注) 上段 () % は競争性のある契約に対する割合を示す。

(一者応札・一者応募案件の見直し状況)

見直し方法等	件数	金額(千円)
契約方式を変更せず、条件等を見直しを実施 ^(注1)	(44.3%) 90	(40.5%) 1,817,732
仕様書の変更	7	455,587
参加条件の変更	31	770,129
公告期間の見直し	60	1,097,043
その他	31	651,409
契約方式の見直し	(0%) 0	(0%) 0
その他の見直し	(2.5%) 5	(0.6%) 26,597
点検の結果、指摘事項がなかったもの	(53.2%) 108	(58.9%) 2,639,078

(注1) 内訳については、重複して見直しの可能性があるため一致しない場合がある。

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

(注3) 上段 (%) は平成20年度の一者応札・一者応募となった案件に対する割合を示す。

2. 随意契約等見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み

(1) 契約監視委員会による契約の点検の実施

- ・ 契約監視委員会により、競争性のない随意契約、一者応札・一者応募になった契約及び複数年契約等を中心に点検を実施する。

(2) 随意契約から一般競争入札等への移行

- ・ 事務所借上げ、公共料金等の真にやむを得ない随意契約以外については、一般競争入札等により契約する。なお、引き続き、契約担当者に対し、一般競争入札等の競争性、透明性のある契約方式による契約を行うよう指導徹底を実施する。
- ・ 真にやむを得ない随意契約であっても、一般競争入札等への移行を検討し、可能なものについて順次移行する。

(3) 一者応札・一者応募の見直し

① 契約方式を変更せず、条件等による見直し

ア. 仕様書の変更

- ・ 仕様書に業務内容を具体的に分かりやすく記載する等、特定の者が有利とならないような仕様とする。

イ. 入札参加条件の変更・緩和

- ・ 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第30条の25第1項に基づき、株式会社産業革新機構の支援決定を受けた対象事業者等が、入札に係る物件につき、調達に必要な技術力を自ら証明できれば、競争参加者資格の等級や過去の納入実績にかかわらず、当該入札への参加を可能とした。
- ・ 入札参加者の範囲が過度に制限されることのないよう、契約の確実な履行を確保する上で必要最小限のものに限って明確に設定する。

ウ. 公告期間の見直し等

- ・ より多くの事業者に入札への参加機会を与えるとともに、新規の事業者の参加を阻害しないよう、実質的な競争性の確保に努めるとともに、多くの事業者等に等しく周知できるよう十分な入札公告の周知期間を確保する。
- ・ 入札情報について、当機構ホームページによる公表以外にも情報提供方法を導入し、さらに多くの事業者が当機構の情報入手が容易となる環境整備を図る。

② その他の見直し

- ・ 入札説明会に参加した者が応札・応募しなかった理由をアンケート調査等により把握・分析し、その後の改善に役立てる。